

# 神在藤瀬家住宅(2)

福岡県前原市旧藤瀬家住宅の移築復原工事の報告

前原市文化財調査報告書

第 95 集

2006

前原市教育委員会

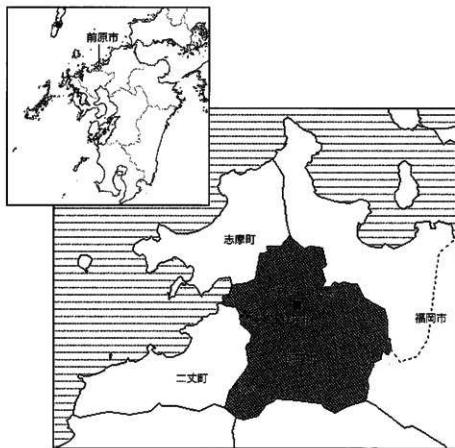


# 神在藤瀬家住宅(2)

福岡県前原市旧藤瀬家住宅の移築復原工事の報告

前原市文化財調査報告書

第 95 集



2006

前原市教育委員会



## ごあいさつ

前原市内には古代から近世にいたる多くの文化財が今も市内随所に残されています。その一つ、江戸時代中津藩の神在組頭であった藤瀬家住宅は平成12年の解体工事に伴う調査の結果、元文2（1737）年に建築された九州屈指の古い民家建築であること明らかとなりました。建築材は解体された後、藤瀬家から前原市に寄贈され、再建の日を待って収蔵庫に保管されることとなりました。

平成16年度から17年度にかけて実施した平原遺跡環境整備事業では、公園を整備するにあたり、園内に前原市域の歴史文化の豊かさを表現するモニュメント的な展示施設を模索することとなりました。その結果、藤瀬家住宅をこの地に移築復原する案が浮上りました。平原遺跡整備検討委員会において位置、復原の基準とする年代など熱心に討議いただき、平成17年3月には再建に向けての意見もまとめ、委員会の承認を得て復原工事に着手することと決しました。

工事は平成17年5月31日から翌18年2月28日まで9ヶ月かけて行ないました。本書は移築復原工事の概要、および工事と併行して行なわれた検証調査の成果をまとめたものです。

建物は後世に守り伝えるべき文化遺産として平成18年3月17日に前原市の文化財に指定しました。今後、旧藤瀬家住宅が市民の大切な文化財として愛され、文化、教育の幅広い分野で活用されることを願ってやみません。

最後になりましたが、元文2年の住宅建設後、長く守り伝えてこられた藤瀬家のみなさま、また、建物の保存と再建にご尽力を賜りました関係各位に対し、感謝申し上げる次第です。

平成18年3月31日

前原市教育委員会  
教育長 菊 竹 利 嗣

## 例 言

1. 本書は福岡県前原市大字神在に所在した旧藤瀬家住宅の移築復原工事と、これとともに実施した検証調査の報告書である。
2. 旧藤瀬家住宅の移築復原工事は、総務省が支援する都市再生事業の認定を受け前原市が平成16年度から17年度にかけて実施した平原遺跡環境整備事業の一環として施工した。
3. 本書は平成13年度に刊行した「神在藤瀬家住宅」（前原市文化財調査報告書第80集）の報告書の続編である。解体に伴う調査の詳細な考察については前掲報告書を参照いただきたい。
4. 本書は宮本雅明（九州大学芸術工学研究院教授）監修の下、前原市教育委員会が編集した。執筆は1、5を岡部裕俊（前原市教育委員会）が、2、4を中桐省三（樹中構造園設計研究所）、3を宮本雅明が担当した。  
また、竣工写真の撮影は（有）文化財写真工房（代表岡紀久夫）に委託した。
5. 本書で使用した図面については工事中に作成した記録図をもとに作成し、写真については工事中の記録および竣工記録、及び関連資料写真から転載した。
6. 本書に掲載した写真および図は、一括して前原市教育委員会が保管している。
7. 本書で用いた室名は、平成12年度の解体前の調査において聞きとった各室の呼称または旧称である。

# 目 次

1. 復原事業の概要	
(1) 移築復原にいたる経過	1
(2) 事業の組織	1
2. 旧藤瀬家住宅の概要	
(1) 建物の変遷	3
(2) 構造形式	5
3. 復原事業の方針と根拠	
(1) はじめに	6
(2) 移築復原の課題	6
(3) 移築復原の方針	8
(4) 移築復原の根拠	9
(5) 復原建築の特色	10
(6) 結び	11
4. 復原工事	
(1) 事業経過	12
(2) 事業費	13
(3) 工事の内容	14
5. おわりに	
(1) 旧藤瀬家住宅の文化財指定	18

# 挿 図 目 次

挿図1 藤瀬家の変遷	4
挿図2 藤瀬家住宅第1期痕跡図	7
挿図3 藤瀬家住宅の旧所在地と移築復原地との関係	12
挿図4 平原歴史公園多目的広場平面図 (1/400)	13
挿図5 藤瀬家移築施工フロー	15

# 図 版 目 次

## 写 真

- 1 竣工写真  
1 竣工 正面 (南から)
- 2 竣工 正面 (南東から)
- 3 竣工 背面 (北から)
- 4 竣工 側面 (西から)
- 5 竣工 側面 (東から)
- 6 竣工 ニワ東壁 (西から)
- 7 竣工 ダイドコロ (南西から)
- 8 竣工 カンジョウバ・イマ西壁  
(北東から)
- 9 竣工 カンジョウバ・イマ (東から)
- 10 竣工 カンジョウバ・イマと南壁の  
縦格子付高窓 (北から)
- 11 竣工 オゲンカン外観 (南から)
- 12 竣工 オゲンカン (東から)
- 13 竣工 ナンドからザシキ、オゲンカ  
ンをのぞむ
- 14 竣工 ザシキ天井
- 15 工事写真①
- 16 工事写真②
- 17 工事写真③
- 18 工事写真④
- 19 工事写真⑤
- 20 工事写真⑥
- 21 工事写真⑦
- 22 工事写真⑧
- 23 工事写真⑨

## 図 面

- 図1 竣工 旧藤瀬家住宅復原平面図  
(S=1:100)
- 図2 竣工 旧藤瀬家住宅復原立面図
- 図3 竣工 基礎伏図 (S=1:100)
- 図4 竣工 床伏図 (S=1:100)
- 図5 竣工 梁・桁伏図 (S=1:100)
- 図6 竣工 小屋伏図 (S=1:100)
- 図7 竣工 旧藤瀬家住宅断面詳細図1  
(S=1:80)
- 図8 竣工 旧藤瀬家住宅断面詳細図2  
(S=1:80)
- 図9 竣工 旧藤瀬家住宅断面詳細図3  
(S=1:80)
- 図10 竣工 旧藤瀬家住宅断面詳細図4  
(S=1:80)
- 図11 竣工 矩計図 (S=1:60)
- 図12 竣工 詳細図1
- 図13 竣工 詳細図2
- 図14 竣工 詳細図3
- 図15 竣工 詳細図4
- 図16 竣工 建具位置図 (S=1:100)
- 図17 建具展開図1
- 図18 建具展開図2
- 図19 建具展開図3
- 図20 柱補修図1
- 図21 柱補修図2
- 図22 柱補修図3
- 図23 柱補修図4
- 図24 軸組取替図1
- 図25 軸組取替図2
- 図26 軸組取替図3
- 図27 軸組取替図4
- 図28 軸組取替図5
- 図29 軸組取替図6
- 図30 軸組取替図7



# 1. 復原事業の概要

## (1) 移築復原にいたる経過

神在藤瀬家は平成12年度に実施した建物の緊急調査によって建築年代が元文2（1737）年に遡る可能性が高いことが確認され、建築年代が明確な民家としては九州最古期に位置づけられることが判明した。この詳細については『神在藤瀬家住宅—前原市神在藤瀬家住宅解体に伴う学術調査報告—』（前原市文化財調査報告書第80案2002年刊）で報告されている。

建物部材は解体後前原市へ寄贈され、活用の方針が確定するまで市内曾根にある文化財収蔵庫に移して保管することとなった。

その後、平成15年度に国史跡平原遺跡と周辺環境整備事業の実施が決定され、史跡を中心とした公園の構成について事務局で原案を作成することとなった。

当初は、当地の最も繁栄した弥生～古墳時代を中心に文化財説明板等の設置による展示解説とガイダンス施設を中心に園内施設を構成することで構想を立てていたが、他方、古代にとらわれず前原の多様な歴史文化を象徴する展示施設も検討したいとする意見が出され、ここから旧藤瀬家住宅の移築復原案が浮上することとなった。

旧藤瀬家住宅の取り扱いについて討議するなかで、平原遺跡が弥生～古墳時代の墳墓遺跡であることから、当該地域における地理的・歴史的環境に合致するかという点が焦点となったが、整備する公園域は南北に長く、移築予定地が史跡地と150mほど離れており、また、史跡地との標高差が5mほどあって直接的に周辺景観を阻害する可能性は低く、北側の住宅地との景観の緩衝効果も期待されること、また、藤瀬家住宅に史跡公園のガイダンス機能も期待できると判断した。

さらに、旧藤瀬家住宅自体の問題として、現況での保管環境ではこれ以上の長期にわたる建築材の保管は厳しくなると判断され、建築材の早期の修復、活用が必要と考えられた。これらの状況から事務局で移築復原案を整備計画に盛り込むことを決定し、平成17年2月14日に開催した第1回平原遺跡整備検討委員会（西谷正委員長）に諮ることとなった。

同委員会においても、その妥当性、復原の是非について活発な論議が交わされたが、翌3月5日に開催した第2回委員会において、藤瀬家住宅の建築史的意義について整理し、史跡公園における古民家の活用事例や防火対策の報告等を行い、委員会の了承を得ることができた。なお、移築復原の位置は公園北部の多目的広場内の北西隅とした。

## (2) 事業の組織

藤瀬家住宅の移築復原工事は、総務省が支援する都市再生事業の一環として前原市が行なった。事業の実施にあたっては平原遺跡整備検討委員会（西谷正委員長）の指導の下、平成16年度に実施設計業務を行い、平成17年度には復原工事を行なった。

事業に係る組織の構成は以下のとおりである。

平原遺跡整備検討委員会（平成16～17年度）

- 委員長 西谷正（伊都国歴史博物館館長）  
 委員 宮本雅明（九州大学芸術工学研究院教授）  
 小西龍二郎（文化財修復システム）  
 柳田康雄（元九州歴史資料館副館長）  
 岡本均（西日本短期大学教授）  
 杉本正美（神戸芸術工科大学教授）  
 柴田榮一（雷山校区区長会長）  
 青柳友一（怡土校区区長会長）  
 井手信英（平原行政区区長）  
 吉村直政（曾根行政区区長）  
 山下壽人（前原市観光協会会長）  
 友岡由美子（ボランティアグループ会員）  
 波多江大（前原市立加布里小学校校長）  
 矢野仁真（前原市介護保健課）

- 事務局 総括 教育長 菊竹利剛  
 教育部長 久我和彦  
 文化課長 鬼木武信  
 文化課課長補佐 中村鉄弥  
 文化財係長 岡部裕俊  
 文化財係 中野幸功、檜崎直子、脇谷華代子  
 瓜生秀文、江崎靖隆  
 江野道和（平成17年度は伊都国歴史博物館係）

設計監理 ㈱中桐造園設計研究所 代表取締役社長 中桐省三

施工請負 (有) 岡部建設 取締役社長 岡部逸雄  
 現場代理人 岡部逸雄  
 糸瀬正代

なお、復原工事の実施にあたり、解体工事時に調査を担当された松尾建築設計室（代表松尾光一氏）、新原正典、小池史哲、田上稔、重藤輝行、小沢佳憲（以上福岡県教育委員会）、西田大輔（新宮町教育委員会）、喜多村龍介（宗教法人大悲王院）、伊都国歴史博物館ボランティア（会長北根修）各氏、団体には貴重な御指導、ご助言、ご協力を賜りました。

また、藤瀬賢徳氏ならびにご家族各位、山本賢一、大淵龍生、竹田定倫、寺垣はるか、松田真一、藤巻考司、井手栄次郎、松尾貴光、井上晴實、甲山幸子、佐々木初恵、佐々木則行、井手将雪、井手信英、小川武人氏には工事の実施にあたり多々ご厚情を賜りました。末尾ではありますが記して感謝申し上げます。

## 2. 旧藤瀬家住宅の概要

### (1) 建物の変遷

解体時の詳細調査の結果、元文2(1737)年銘の祈祷札は、柱との一体感が強く打ち替えられた釘跡も見られないこと、祈祷札を打ち付けた柱面に風蝕がみられないことから、新築と同時に作られたことが明らかである。よって藤瀬家住宅は、元文2(1737)年の建築とみなせる。

建築当初の藤瀬家住宅主屋は南を正面として建つ寄棟造草葺の直屋で、梁間3間、桁行7間の上屋の正面西側3間に梁間1間の瓦葺き下屋、背面にも梁間1間(一部1間半)の瓦葺下屋を架け降ろし、立ちの高い堂々とした外観と規模を呈していた。内部は広間型3間取りに復原でき、化粧とした二重の木太い梁組みを戴くニワに沿って押板を備え、南側を窓格子と板戸と障子戸を建て込んだシン窓風の高窓を設けた広い広間を配し、広間の西側に舞良戸と差鴨居から小屋まで立ち上がる境壁で区画された2部屋を配する構成であるが、南側に床の間と縁を備えた書院造風座敷ではなく、段差と天井によって上屋と下屋に格差を設けた玄関を配する点が大きな特徴をなしている。この玄関の存在と瓦葺きの下屋を降ろした立ちの高い外観に大庄屋職を務めた家格が窺えるが、玄関を除く壁面は壁で閉ざした閉鎖的構成を示し、押板を備えた広間とともに古式を伝えていた。

建築後まもない18世紀後期に至って、主屋上屋を2間西側へ増築し、上屋の西側から南側へ下屋を設け、廻り縁をめぐらして床の間と平書院を備えた書院造風座敷を新設するに至り、内部の建築構成も大庄屋格に相応しい空間と意匠を獲得するに至った。近世の上層民家が備えるべき書院造風座敷を、他よりもやや遅れて導入したことになるが、建築当初の玄関と一体的構成をなし、増築ながらも建築構成として破綻はないが、玄関の空間と意匠、広間の空間と意匠に変化はなかった。

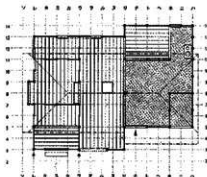
なお、この増築時に建てられた「ナ9」柱の礎石位置から1830～40年代の架付の蓋の破片が見つかっているが、堀型埋土からの出土であり、大正初期に「レ13」柱を「ナ9」柱へ転用した際の混入と考えられる。

19世紀半ばの明治初期に至って、略式玄関を東側の広間正面に設け、広間を表(カンジョウ)と奥(イマ)に間仕切り、土間境に建具を建て、元の玄関を8畳間に改造することによって居住性を高めるとともに、押板を戸棚に改めた。土間も表と奥に間仕切り、東側と南側に半間幅の下屋を設け、上屋側柱を間引いて土間空間を拡大し、馬廐を廃して南側に新たな出入口を設けた。併せて台所の下屋を拡張してオヘヤ背面の北側下屋を取り除き、土間境の間中柱を取り除いて建具を建てて区画し、広間との境にも建具を建てて台所の居住性を増した。格式の異なる3種の出入口を設けるとともに、住宅としての居住性を追求したのであろう。

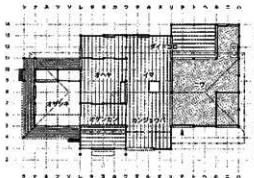
大正初期に至って、座敷部分の上屋梁を架け替え、下屋を嵩上げて2間幅とし、付書院と床脇を備えた素木の新しい座敷(オザシキ)を南側に設け、旧来の座敷を北側へ1間半移動させて仏間(ブツマ)とし、オゲンカンを覆う下屋も架け替え、オヘヤとの境に押入れを設け、オヘヤ北側に下屋を設け、納戸との境壁を取り除いて建具を建て、旧来のオヘヤをブツマへの通路とした。併せて土間の北側背面下屋を架け替え、北側と東側へ半間拡張し、流しと竈の近代化を図った。

以上に述べた藤瀬家住宅の江戸中期から江戸後期へ、さらに明治初期に至る変遷過程は、外部に対して閉鎖的構成から開放的構成へ、内部空間の開放的構成から閉鎖的構成へ、広間と押板の廃絶

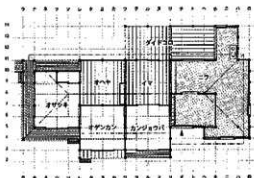
と書院座敷の導入、厨差の導入と間中柱の除去による大空間の導入という近世上層民家の歴史を反映しており、また明治初期における台所の拡張と玄関の簡略化という格式よりも居住性を重視した近代民家の歴史も反映したもので、藤瀬家住宅の履歴からは近世から近代に至る民家の歴史の変遷を窺うことができ、同時に18世紀前期の九州における上層民家の建築構成上の特徴をも知ることができる。



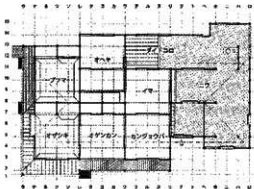
第1期復原平面図  
元文2年（1737）



第2期復原平面図  
江戸後期



第3期復原平面図  
明治初期



第4期復原平面図  
大正初期

挿図1 建物の変遷

## (2) 構造形式

桁行13,930m、梁間11,749m、寄棟造茅葺、上屋前後（南面・北面）に下屋架け降ろし、椋瓦葺、平面積136.57㎡、尚、建物の主要寸法は図1-2 復元平面図、図1-4～7 断面詳細図を参照。

### ①平面

東西方向に直屋、東側に土間（ニワ）、部屋は広間型3間取り

#### 上屋部分の室構成

広間（カンジョウバ・イマ）	16畳	板貼	西側中央に押板	南側に明かり取りの格子窓が1間
奥の部屋（オヘヤ）	8畳	板貼	西側半間の突出し	2階床を兼ねた根太天井
座敷（オザシキ）	4畳	畳敷	南側玄関に比べ	1段高い棹縁天井
土間（ニワ）	18畳程		南側角に2間×1間の	牛小屋

#### 下屋架け降ろし部分の室構成

玄関（オゲンカン）	座敷に面した4畳の板貼
納戸（ナンド）	奥の部屋、広間に面し、4畳の板間
台所（ダイドコロ）	土間に南・東側を囲まれた6畳の板間

### ②基礎

柱通り地下-350に鉄筋コンクリート巾500、厚さ300の布基礎を設置しその上に礎石を固定。礎石とコンクリート基礎はアンカーボルトで結束している。礎石は解体工事の段階で保存されていたものであるが、番付けが不明のため、柱とのバランスで納めている。

### ③軸組構造

上屋の棟柱は対角の松材、内広間大黒柱は7寸角である。各柱は礎石に受け金物とボルトで固定、足固貫、腰貫（厨貫）天井貫で固めている。下屋柱は全て4寸角で杉材である。礎石との固定は上屋柱と同様としている。上屋架は3間架が架かるが、「ヨ」通りのみ2間毎に継ぎ、この内奥の部屋は根太天井を張っている。土間部分は、中引梁と下梁の間に上梁（牛梁）が広間部分まで通る。

### ④小屋組

上屋架の扱首跡上に瓜刺き松丸太を挿して棟木を受ける。扱首と桁部分の継手は羽子板ボルトで固定性を高めた。「カンジョウバ・イマ」と「オヘヤ」は鴨居から中引梁間と中引梁から棟まで束を建て貫を2段入れ土壁を塗る。

### ⑤屋根

上屋屋根は寄棟造、茅葺。棟は杉皮を丸竹で押さえ、ホテイを1間間隔に縄絡みするホテイ棟とした。下屋は南面は化粧野地板で椋瓦葺、北面は、割竹下地杉皮化粧で椋瓦葺き、瓦は他民家（築年不明）解体時のへ字瓦を流用している。

### ⑥天井

「オヘヤ」部分架には根太受けが確認されたので、これを利用し根太天井とした。座敷は桁下の棹縁の跡に合わせ、新材で棹縁天井とした。

### ⑦床

「カンジョウバ」から西側を床としているが、大引き、根太とも新材としている。座敷と玄関は「ワ通り5番」の柱の痕跡から、1段高い椋が確認されたことから、畳敷きとした。

### 3. 復原事業の方針と根拠

#### (1) はじめに

藤瀬家住宅はかつて前原市神在に所在し、かつて旧中津藩の大庄屋職を務めた家柄で、屋敷林に圍繞された屋敷内に江戸時代に建築年代が遡る主屋と二丈岳を借景とした優れた庭園を残していた。中世文書である藤瀬家文書を伝来した民家としてもその名を知られ、主屋は昭和47年の福岡県緊急民家調査でも調査対象とされたが、平成12年7月に至って老朽化に伴う改築の計画が持ち上がったため、九州芸術工科大学歴史環境研究室が緊急調査を行った結果、元文2（1737）年の建築当初と見られる祈神札が発見され、建築年代が確定できる九州最古の民家であることが判明した。

この調査結果を受けて前原市では、現地保存の方策を検討したが、藤瀬家の意向に沿って建築部材の寄贈を受けることとした。平成12年9月、手作業による解体を行って部材保存を図るとともに、将来の移築復原に向けて解体に伴う詳細調査を、九州芸術工科大学歴史環境研究室との共同研究によって実施し、建築の形式技法を記録すること、その建築的変遷を把握すること、さらに建築史的な価値を把握することを目的とした。解体期間が限られたため、調査は解体後に保管された柱を中心とした部材の痕跡調査が主体となった。

この解体に伴う調査の結果、中津藩の庄屋職を務めたにもかかわらず、建築当初は書院座敷をもたず、かわりに玄關風の構えを備えた三間取りに復原でき、広間に押板を備え、周囲を壁で閉ざすなど、実に古めかしい空間と意匠を呈した民家であること、その後の増築によって書院座敷を増築し、間中柱を間引いて間差しを入れ、開放的構成の民家へ変遷を遂げたことが明らかとなり、北部九州の民家の変遷を知る上で重要な存在であることが判明した。この調査結果は「神在藤瀬家住宅：前原市神在藤瀬家住宅解体に伴う学術調査報告」として、前原市教育委員会から平成14年3月に刊行された。

この調査結果を踏まえ、前原市では移築復原の機会を検討していたが、平成16年に至って前原市曾根に所在する岡指定史跡平原遺跡の公園整備事業に伴うガイダンス施設として移築再建することを決し、「平原遺跡整備検討委員会」の指導の下、平成17年8月、直ちに工事に着手し、平成18年2月に竣工を見た。この移築復原の過程において、解体に伴う調査では判明しなかった事実も明らかとなり、その結果を踏まえつつ元文2年建築当初の姿に復原された。

本章では、こうした経緯を辿って移築復原された旧藤瀬家住宅について、最初に解体に伴う調査が残した課題を整理し、次いで移築復原の過程で明らかとなった事実を踏まえつつ建築復原の方針と根拠を提示し、最後に復原建築の建築史的価値について総括を試みておきたい。

#### (2) 移築復原の課題

解体時及び解体後に行った痕跡調査の結果、元文2年の建築当初、江戸後期の書院座敷増築、明治前期の土間廻り改造、大正前期の座敷廻り改造を画期として、平成12年に至るまで大きく4期に分けて建築履歴が把握された。

報告書では各時期の平面図が示されるとともに、元文2年の建築当初、江戸後期の書院座敷増築

後の姿については、平面図に加えて断面図、立面図、屋根付図を含む全体構成が示された。江戸後期、18世紀末の姿についてはコンピュータ・グラフィックスを用いて細部まで表現された。

さらに報告書では同時代の民家建築との比較を通して藤瀬家住宅の価値を見極め、その環境と一体となった景観の価値とともに、建築年代に相応しい古式と大庄屋職に相応しい先進性を伴う民家として、建築史的価値が高いことを指摘し、藤瀬家住宅の移築保存を提言している。

この報告書の提言に基づいて移築復原工事が実施されたが、工事の実施に際して重点的に検討を加えた課題について、移築復原の基本方針と建築復原の妥当性に分けて問題を整理しておきたい。

建築復原の基本方針については、具体的検討課題として以下の3点が挙げられる。

第1は、移築復原の目標とすべき時期決定の問題で、書院座敷を増築した江戸後期の姿とすべきか、元文2年建築当初の姿とすべきか、部材保管や工費の問題を含めて検討する必要がある。

第2は、移築復原の敷地と外構に関わる問題で、敷地の選定、主屋の向き、庭園の配置など、周辺環境をどこまで神在に近づけるべきか、公園内の利用形態を含めて検討する必要がある。

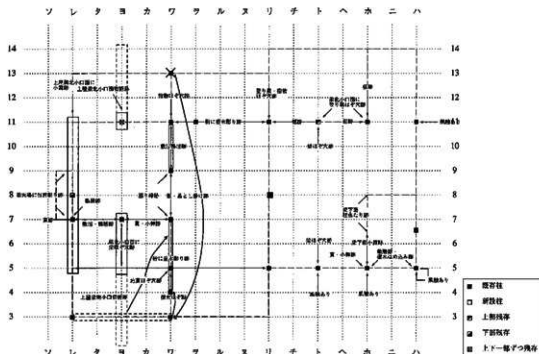
第3は、建築復原をどこまで忠実に行うべきかの問題で、文化財的価値の維持と建物の維持管理、構造的安全性、活用上の利便性など、相反する問題に対して基本方針を検討する必要がある。

また、先の復原考察の妥当性を検証するための具体的検討課題として、以下の6点が挙げられる。

第1は、江戸期の2時期へ至る復原考察が、明治初期における3本の柱と1本の差鴨居の転用移設という仮説に基づいて行われている点で、痕跡未採取の部材などの精査、現場における柱の立ち上げなどを通して、仮説の妥当性を現場において慎重に検証する必要がある。

第2は、江戸期に遡るすべての上屋柱、下屋柱に残された痕跡採取と痕跡図作成、上屋桁の痕跡採取に基づいて行われたが、重量があった梁と胴差しについては部分的な痕跡採取にとどまった点で、移築復原工事を通して痕跡未採取の部材について調査を行う必要がある。

第3は、北側背面下屋庇の屋根勾配が、両側の「ハーリ」「ワーレ」間と中央の「リーフ」間とで微妙に異なる点で、瓦葺と杉皮葺という葺材の相違によるものと考えられているが、登梁の有無



挿図5 藤瀬家住宅第1期痕跡図

などを総合的に検討して検証を進める必要がある。

第4は、南側正面の「5」通り「ハーホ」間の柱間装置が不明な点で、両側の柱に貫跡と小舞跡が見られないことから、ニワに設けた牛小屋への出入口として復原されているが、桁に残された痕跡などを辿りながら、総合的に検証を進める必要がある。

第5は、オゲンカンの「5」通り「ワーレ」間で床高が異なり、竿縁天井を張った北半を高く、化粧屋根裏天井とした南半を低く復原されたが、現場における柱の立ち上げなどを通して、復原の妥当性を検証する必要がある。

第6は、カンジョウマ南側の「3」通り「ヌーフ」間の柱間装置の根拠が明確でない点で、柱上部に貫穴がないこと、上下に痕跡があることから、内側に建て込み式の板戸と障子戸取り替え、外側に緊格子打ち付けと推定されたが、現場における柱の立ち上げなどを通して検証を進める必要がある。

### (3) 建築復原の方針

先に挙げた第1の課題について、平成14年の報告書では、移築復原を図る場合、周辺環境と一体となった藤瀬家住宅の景観的価値が発揮できる場所への移築が望ましいとされ、可能ならば旧中津藩領内、二丈岳を借景として仰ぎ見ることのできる場所が望ましいとされていた。

移築復原された平原歴史公園は弥生時代の集落遺跡で、藤瀬家住宅から東方へ約6キロメートル隔たった地にあり、近世民家である藤瀬家住宅とは無縁の場所であったが、ガイドンス施設としての活用を前提として再建の道が拓かれたことから、移築復原に際しては景観的価値よりも建築的価値を重視した方針の採用を余儀なくされた。ただし、主屋の向きについては、神在における向きと一致させ、南方に広がる雷山の山並みを借景として取り入れるよう配置することとなった。

外構についても、藤瀬家住宅とは異なって西方に空間を取ることができず、活用の観点から造園設計がなされたため、主屋出入口へ至る通路と主屋南西方に広がる庭園を隔て生垣も設けることができず、主屋を取り巻く環境の復原は断念せざるを得なかった。

第2の課題について、報告書では藤瀬家住宅の移築復原を図る場合、建築的価値が最も発揮できる姿に復原整備すべきとし、元文2年建築当初もしくは18世紀後期の書院座敷増築後の姿を提示提示し、両者の工費を積算した上で、書院座敷を備えつつも建築当初の空間と匠匠も覆うことができる後者の姿をまずは目指すべきことが指摘されている。

平原歴史公園への移築復原に際しては、ガイドンス施設としての活用が前提であり、敷地面積の限られていたことから、自ずと復原時期は書院座敷増築以前、元文2年建築当初の姿の選択を余儀なくされた。ただし、書院座敷増築後の部材を保存することによって、将来の書院座敷増築の余地を残すこととした。

第3の課題については、部材段階で文化財指定することも可能ではあるが、建築基準法上の緩和措置も必要ないことから、根拠に基づく忠実な復原を最優先させ、藤瀬家住宅の建築的価値を可能な限り保存することによって、再建後の文化財指定を目指すこととした。ただし、建築的な耐久性の観点から葺葺であった屋根は茅葺とし、構造的な安全性の観点からアンカーボルトによって礎石と柱を緊結することとしたが、筋交や火打梁の採用は見送った。

建築的防災の観点から排煙窓を設け、建築的採光の観点から採光窓を一部に設けることとしたが、



後継の窓であることを示すため、古色塗りを淡くするなどの意匠的な工夫を施し、構造補強のため新たに加えた貫などの部材には焼印を施した。元文2年建築当初の部材には、後の改造による痕跡が随所に残されているが、大規模なものを除いて埋木は施さず、痕跡をそのまま見せることとし、新材に取り替えた当初部材も、増築部材とともに二階屋根裏に保存することとした。

囲炉裏跡は確認できなかったが、活用と維持の観点から可動性の囲炉裏を設置することとし、上屋梁から縄で自在鉤も吊ることとした。

#### (4) 建築復原の根拠

先に挙げた第1の課題、柱転用の仮説検証については、「レ3」の下屋柱が西面にも風触跡が認められることから、当初材である可能性が見いだせ、その東面に残された3本溝の差鴨居跡が、「ワ」通り「7-4」間に転用されていた3本溝の差鴨居と一致することから、「ワ4」柱が「ワ3」柱から差鴨居を押ししたまま転用されたことが確認された。先に想定した「ワ3-ワ3」間の差鴨居を転用した説は崩れたが、差鴨居の転用と「ワ4」柱移設という仮説は立証された。この差鴨居は当初長さ2間であったが、転用に伴って1間半に縮められたため、両側を継ぎ足して柱とともに当初の位置に復した。

同時に建築当初の「ワ」通り「7-5」間に用いられていた1間長さの差鴨居が、未利用のまま解体時に屋根裏に放置されていた差鴨居であることも、「ワ」通り「11-9」間に用いられていた差鴨居と同寸同形であることから判明した。この差鴨居を「ワ」通り「7-5」に復すべきであったが、転用した差鴨居によって「7-5」間の仕口が痛んでいたこと、「11-9」間の差鴨居が腐朽していたことから、「11-9」間の差鴨居として利用することとし、「7-5」間には新材を用いた。

もう1本、転用説を採った柱は「ワ3」で、「ワ13」から転用したとの仮説が立てられていた。柱の両側に偏心して貫が通された柱で、柱長さから下屋の外側の柱と推定され、壁が偏心することから、内側に方引きの板戸を引き込んだものとされ、その可能性に合致した「ワ13」に建つと推定されていた。ただし、柱の外側に風触跡が認められないことから、その妥当性の検証が必要とされたが、後述する東側外壁と同様、大壁であった可能性が浮上し、転用の蓋然性がより高くなった。

なお、解体時の「ハ13」柱についても、「ホ14」柱からの転用という仮説が立てられていたが、現場で立ち上げた結果、南面の床樫跡が明確でなく、柱長さが整合しないこと、「ホ14」とする根拠に欠けることから、転用説は否定された。この結果、「14」通り「二一ホ」間の背面戸口は復原の根拠を失ったが、活用の便宜をも考慮し、類例に基づいて復原することとした。他に解体時の「ワ14」柱が「ト14」柱からの転用と考えられたが、行方不明のため確認することができなかった。

第2の課題、長大な上屋梁の痕跡未採取の点については、「ハ」通り「5-11」間に架け渡された上屋梁下端には、外側に偏心して小舞穴の痕跡が確認された。「ハ」通りの柱間に貫穴は残されるものの、間渡跡が認められないが、柱東面に等間隔に彫られた穴を用いて間渡しを止め、これに小舞を編んで大壁を造ったと判断される。同様に「5」通り「ハ一へ」間の桁下端にも偏心した小舞穴が認められ、大壁を造ったことが確認できたが、「5」通り「へーリ」間は桁の下端中心に小舞穴が認められ、真壁に造ったことが知られる。

第3の課題、背面下屋の勾配が異なる点については、「ル」通り「11-13」間に架けられた登梁

を経年感から後補材とみなせることから、当初は「12」通り「リーワ」間は母屋を渡さず、瓦よりも軽い屋根材を葺き、両側の下屋と比べて急勾配の屋根としたと推定されたが、「ル11」の束に彫られた蟻溝が当初の仕口であること、桁に彫られた垂木彫も他と同じ大きさであることが確認され、当初より瓦葺である蓋然性が強まった。勾配を異ならせた理由が判然としないが、下屋に滞留した煙を抜くための措置と推定することもできよう。

第4の課題、ニワ東南隅に想定した牛小屋の問題については、「8」通り「リーハ」間に架け渡された中引梁「ホ8」下端に見られる柱跡と「ホ5」柱北面に見られる小舞跡が当初の切り込みと判断できないことから、牛小屋を囲った壁の存在が否定されたものの、「5」通り「ハーホ」間の開口部の問題が残された。桁下端に偏心した小舞跡が確認されたことから、東面と同様の大壁仕上げと見られる。

ただし、「ハ5」柱西面、「ホ5」柱東面ともに貫穴がなく、開口部である可能性も残されるが、類例も参考にしつつ大壁を造ることとした。なお、構造補強のため貫を通すことを余儀なくされたが、焼印を施すことによって、後補であることを明示することとした。

第5の課題、オゲンカンの床高が異なる点については、根拠とされた「ワ5」柱の柱根に残された大引跡、根太跡、敷居跡、「ワ3」柱に残された根太跡、敷居跡、さらに新発見の「レ3」柱に残された根太跡、敷居跡を総合的に検討した結果、根拠は見いだせないことから床高は同一であることを確認した。ただし、「5」通りに敷居が敷かれた可能性があること、「5」通りを境として天井高が高い辛緑天井と化粧屋根裏天井の格差があることから、北半を畳敷、南半を板敷である可能性が高いと判断した。

第六の課題、カンジョウバ南面開口部の問題については、歴史上に残された窓台跡の幅が狭いものの、内法貫を鴨居とした高窓を設け、外側に堅格子を打ち付けた姿に復原することとしたが、痕跡としての痕跡を保存するため、建具は鴨居と窓台に1本溝を彫り、板戸と障子戸を建て込み、取り替えることとした。

## (5) 復原建築の特色

平成14年の報告書に示した元文2年建築当初の復原案に基本的には依拠し、仮説に基づく箇所や疑問が残された箇所については、新たな当初部材の発見と新たな痕跡採取による情報を加えつつ再検証を試み、移築復原工事が進められた。

平成14年の報告書において、同時代の民家建築を参照しつつ、藤瀬家住宅について建築史的な評価がなされているが、今回の移築復原工事によって得られた知見を踏まえ、改めて建築史的な評価を行う必要がある。平成14年の報告書の評価を参照しつつ、以下にまとめてみたい。

藤瀬家住宅の建築当初の姿は、広間型三間取りを基本とし、直屋をなす寄棟造草葺の上屋の前後に下屋を架け降ろす建築構成は、近世民家の典型的姿を示しているが、以下の諸点において著しい特徴を指摘できる。

第1の特徴は床の間と縁を備えた書院造風の座敷がない点である。床の間に代わるものとして、広間西面中央に押板が存在した。建築年代は元文2年(1737)と見て間違いなく、それ以前に遡らないことが明確となった。庄屋職などを務める上層の民家では、この時期はすでに床の間をもつ書院造

風の座敷が広く普及していたと見られ、藤瀬家住宅がきわめて古式を留めていることを示している。

第2の特徴は書院造風の座敷が置かれる位置に、障子戸2枚と板戸4枚を建てたオゲンカンと呼ばれる空間を設ける点である。樟縁天井を張った上屋下の畳敷四畳と、化粧屋根裏天井の下屋下の板敷四畳に分け、空間的・意匠的に格差を設ける。広い上がり縁は間中柱を設けない2間幅の玄関と考えられるが、庭園と二文店を望む景観にも優れ、儀礼的な対面の場に利用された可能性も否定できない。現存する民家建築には例を見ない形式で、藤瀬家住宅の大きな特徴をなす。

第3の特徴は土間を取めた上屋東側と南側一部の外壁と背面下屋の外壁を大壁造とし、きわめて閉鎖的な構えを呈する点である。出入口と背面開口部は片引の板戸を建て、2間幅の間口部分を設けたオゲンカンを除くと、極めて閉鎖的な外観を呈している。とくにカンジョウバ南側正面は堅格子を打ち付けた高窓とした点は、建築年代が17世紀に遡る広間型民家に備わる特色と相通じる。

第4の特徴は広間が意匠的に中心をなす空間となっている点である。上間から押板を備えた広間まで上部は吹き抜けとし、奥の部屋との境には、押板を挟んで両側に重厚な指鴨居を通した舞良戸を建て、その上部に漆喰壁を立ち上げて化粧とし、見応えある重厚な壁面意匠を構成する。接客などに利用されたことが窺われ、これも古式を伝えている。

第5の特徴は、これら古式を示す間取りや意匠に対して、形式技法の面において先進的な特徴を示す点である。柱はすべて鉋仕上げで、新仕上げの柱が見られず、梁も土間上部に太目の梁を二重に重ねて化粧とし、表側には間中柱を建てず、順差して紫いで2間を開放とするなど、先進的形式技法も示している。

第6の特徴は、上屋は3間梁の直屋ながら、1間幅の下屋を前後に設けて大きな内部空間を確保し、外観でも正面に瓦屋根の下屋を見せた先進的形式を示す点である。ナンドは下屋下に四畳の小部屋を付属させ、ダイドコロも下屋下に四畳の広さを確保し、広間も表側に広い空間を迫り出し、カンジョウバを設け、全体として大庄屋職に相応しい規模と外観を示している。

## (6) 結び

以上に述べた特色を備えた藤瀬家住宅は、建築年代が元文2(1737)年に遡ることが明確で、床の間と縁を備えた書院座敷は備えないが、大壁造の外壁を巡らした閉鎖的な構えを呈しながらも、上屋の前後に下屋を架け降ろして大きな内部空間を確保し、瓦屋根の下屋を降ろした外観と台式構えの玄関には、大庄屋にふさわしい格式が窺え、押板を備えた広間と一体をなす土間には梁を二重に組み、間中柱が建たない開放的な空間と重厚な意匠を構成している。

上屋柱の一部が失われているが、柱頭や柱根、桁や梁に残された痕跡を辿ることによって、上屋廻りは一部の柱間を除いて根拠に基づいた復原が可能であった。背面下屋の柱の多くは失われているが、鍵となる柱1本が残され、正面下屋の柱は多くが残されており、下屋廻りもダイドコロ廻りを除いて根拠に基づいた復原が可能であった。

移築によって庭園や屋敷林などの周辺環境は失われたものの、広間型民家の原型を残した古式と、大庄屋職を務めた家格に相応しい先進性をともに備えた特異な民家建築として、また建築年代を明確にし得る九州地方では最古の民家建築として、近世民家の歴史的変遷を知る上で建築史上重要な建築遺構である。

## 4. 復原工事

### (1) 事業経過

今回の移築復元工事は、平成14年3月にまとめられた「神在藤瀬家住宅-前原市神在藤瀬家住宅解体に伴う学術調査報告」（2002年3月刊）を基に平成16年7月27日5社による指名競争入札で榑中構造設計研究所に「平原遺跡環境整備事業実施設計業務」の一部として移築復元設計を委託した。平成16年8月2日より同17年3月30日までの工期で実施し、この間「平原遺跡整備検討委員会」にて内容の審議を図った。

移築工事は、平成17年5月25日に7社による指名競争入札を行い、岡部建設が落札、一括請負うことになった。監理は設計者と6月15日見積入札を行い、「平原遺跡藤瀬家移築・造園工事等監理業務」として契約した。監理者は、契約後、福岡県前原土木事務所に建築確認申請を行い、8月30日申請通知後、前原市文化課および施工者と毎週1回の工程会議で協議を行いながら工事の監理・指導と記録の作成を行った。

この間、前述解体報告書に係わり、かつ「平原遺跡整備検討委員会」の委員である宮本雅明九州大学芸術工学研究院教授には、解体材の再検証と全体的な移築復原工事の監修を依頼した。

工事は6月末より着手し、解体材の仕分け、薫蒸等を行い、材の補修や補足材の加工を進め、10月下旬より現地にて組み立てに着手した（表1 藤瀬家移築施工フロー参照）。

当初の移築設計では、耐震性への対応を柱、梁、桁等の軸組の継手にボルト、金物で補強し、壁



挿図2 藤瀬家住宅の旧所在地と移築復原地との関係

には筋かいを入れたが、内部の見栄えとして好ましくないことから、平成18年1月25日に筋かいを除き柱・壁による構造の安定性を図った内容で、土木事務所に建築確認の再申請を行っている。

## (2) 事業費

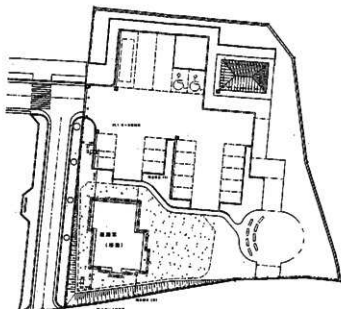
総工事費（平成17年度）

工事費 35,281,050

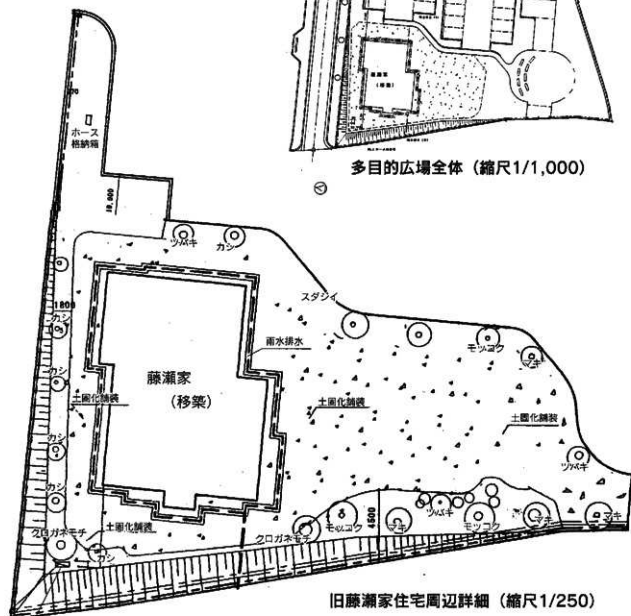
監理費 1,890,000

事務費 492,241

（消耗品費、印刷製本費）



多目的広場全体（縮尺1/1,000）



旧藤瀬家住宅周辺詳細（縮尺1/250）

ボックス  
格納箱

挿図3 平原歴史公園旧藤瀬家住宅周辺平面図

### (3) 工事の内容

#### ①概要

##### ア. 復原方針

建築時期が元文2(1737)年と特定される大庄屋住宅で、未だ書院座敷を備えず、押板を備えた古式を留めた江戸中期(元文2年)建築当初の復原とする。

このため、それ以降の建物変遷の中で材の損傷や転用が多く、全ての部材は揃わないが、解体時の調査報告書をもとに、柱、梁、桁、椽首等を再度詳細に検証し、確実なものを選び、毀損部分の修理を行い、組立てる。なお、復原後の活用上、必要な強度や防災施設等は組入れる。

##### イ. 工期

事業は平成16年8月2日より平成17年3月30日までの8ヶ月間を設計期間、平成17年5月31日工事に着手し、平成18年2月28日に竣工した。

#### ②工事仕様

##### ア. 仮設工事

解体部材は、前原市教育委員会の文化財保管庫に平成14年より保管されていた。隣接する運動場公園、相撲場の建物を提供し、床をブルーシート、壁を防塵シートで囲い、出入口も同様とし、材の仕分け、診断、修復場とした。事務所等は設けず、協議等は毎回市の会議室等を利用した。

##### イ. 解体材の仕分け診断等

倉庫より手作業で引き出した材は、蟻害も大きく、まず防虫燻蒸処理(ピレス30WE)を行い、汚れを落した。汚れ落しは市民の一般参加を募り、事前に安全対策、汚れ落しの程度を講習し行った。

材は建築当初のもの、それ以降の材で選別、当初の材は部材毎に仕分けし、傷み状態を診断した。この結果、解体時調査報告書の柱4面痕跡図で示された材の内、「ハ11」は傷みが激しく、柱の上下を新材とした。「ワ11」は、上下のみが残っていたので中央部を新材とした。この他、「ハ12」とされたものは後世の改築時に「ワ13」から転用されたことがわかった。

調査時の記録にはないもので、「ト11」は鴨居から上部の雁が確認されたので、下部を新材で継いだ。

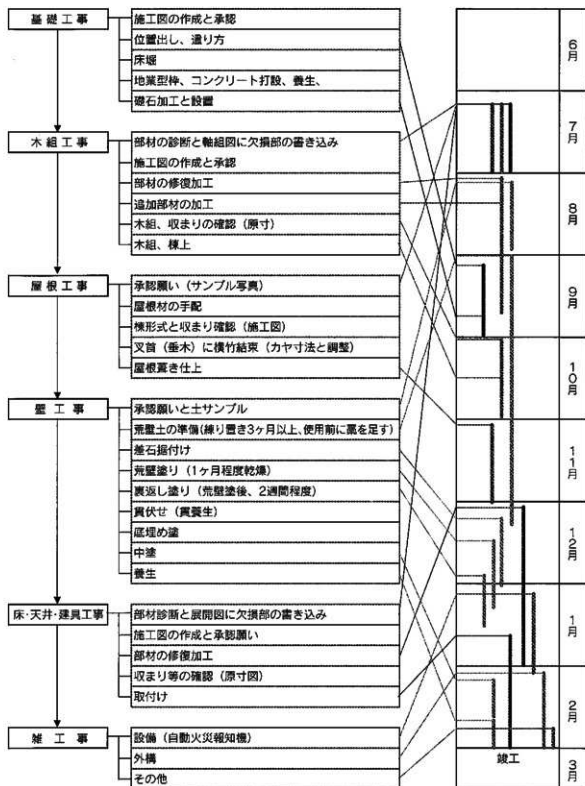
桁、梁、鴨居では、「ワ4～7」に使われていた3本溝の鴨居は、当初「レ～ワ3」にあったものを転用して使ったことがわかった。この時、加工で長さが不足する部分は新材を継いだ。ト通り上屋部分の下梁は全体に傷みが激しかったので、後世増築された部分の梁を転用している。この時、納加工に若下手を加えた。

椽首は松材の瓜剥き材末口φ300mm程度のもので、遺存状況は良好であった。この他、屋根に使われた屋中竹も良好な状態であったが利用はしなかった。

(柱補修図(図20～23)、輻組取替図(図24～30)参照)

##### ウ. 基礎工事

###### a. 地業



挿図4 藤瀬家移築施工フロー

遣方により位置出し寸法を確認し、所定の深さまで床堀し、再生クラッシュランを100mm厚に敷き固め、捨てコンクリートを打設した。

b. 布基礎

構造上必要な形状（巾500、厚さ300で4D-13を主筋、D-10@200）の鉄筋コンクリート（21-8-20）で布基礎を全体に布設した。

c. 礎石

解体時の礎石（御影石自然形、φ300～）を布基礎にアンカーボルトで固定し、柱心を確認した。

d. 三和上タタキ

上間（ニワ）部分は、山土（前原市東産）をふるい、山砂（前同産）を2、固化剤（消石灰）1の割合で攪拌し、厚さ100mmでタンパーと木鎚で叩き締めた。

e. 床下

床下は、換気を1間に1ヶ所0.2×0.1mを大きさで確保し、防湿のため土木用防湿シートを全面に貼った。

工. 木工事

a. 当初材

前項②-イ. で示した通り、建物の強度、維持に支障がない限り、また、修復の可能な限り当初材を用いている。当初材を活用した位置と錆びの状態は補修図（図20～23）軸組取替図（図24～30）に示している。

b. 取替え材

取替え材の内、再用材を使ったものは、前項②-イ. に示す通りで、この他は新材による。新材は当初材と同様な材を原則としているが、当初材が遺存していないものでは、当初材との取り合いを保つ材で選んだ。

c. 新材加工

新材の継手、仕口加工は、当初材に合わせ行い、全てオイルステインによる色付け塗装を行い、当初材との色合わせを行っている。尚、防災設備および採光用として確保した開口部の建具には無色の防腐処理とし、当初材と区別している。

d. 焼印押

「5通り」の大壁部分は、馬屋および馬屋開口部であった確証が得られなかったため、桁部の間渡し穴から大壁が妥当と判断した。このため柱に貫穴を加工し、3段の貫を入れている。この貫3ヶ所には新材を示すための焼印を柱付近それぞれに押しつけて区別した。

e. 組立

材の仕分けと診断後、仮建込みを行い、材の転用による仕口を精査した。その後軸組材を組立てた。

f. 補強

構造上主材の継手には、ボルト・他の金物類を用いて補強した。また、床面には床板下に構造用合板を入れ、水平震度の増強を図っている。

オ. 屋根工事

上屋部分は、寄棟茅葺き、屋中は竹末口φ65、2本を葺首に@810で葉縄結束し、垂木竹φ55を@270で屋中に葉縄で結束、以上を男結びとし、茅受け竹φ24、@500内外の構成で下地を組み、山茅H=1,200～1,500、厚650で葺いた棟は、ホテイ棟と呼ばれる形状で、杉皮で棟を包み、杉



皮は腹竹（片面5本）で押さえ、頂上部はやや大きな竹で心竹を置き、藁を杉皮で包んだホテイを1週間隔に置いて仕上げた。

#### カ. 左官工事

##### a. 壁小舞

上屋、下屋内外とも中塗仕上げとした。

上屋の外壁は、一部の桁、梁に堅間渡竹の納穴がハ通りと5通りの1部柱間に3ヶ所残っていたので、この位置にメダケφ15～20を建込む。横間渡竹はハ-5の柱に栓跡があり、これを間渡し掛けとした。間換は、貫間に2本である。縦・横の小舞は、マダケの4～6割材を5cmピッチで組み、間渡しと棕櫚縄巻き込み結束とした。

##### b. 荒壁

前原市内産の粘性土の高い赤土と粘性土の少ないものを、1：1で混ぜ、切藁を土1㎡に対して10kg入れ、3ヶ月練り置きした。塗り込みでは、藁で貫伏せした。塗り厚さは約5cmとした。

##### c. 中塗

赤土を振るいかけ、細砂を1：2の割合で混合、さらにスサを1㎡に対して5、6kg入れた。塗りは不陸を行い、寒冷紗を入れ、ひび割れ防止した後、厚さ1cm程度で仕上げた。

##### d. 差石

外壁の壁は、犬走り面に直接つけず礎石間にφ150程度の五郎太石（山石、安山岩 地元産）を2列に並べ、壁の端部を養生した。

##### e. 外壁養生

土壁は、雨水や水結等で傷みが早いので、中塗仕上げ後防水剤の塗布（脂肪酸アルミニウム-マノール防水剤）を行い養生した。

#### キ. 建具工事

建具は解体時のものが残されていたが、江戸中期からのものと断定できるものはない。座敷と広間の間の戸ふすま2枚は修理し用いた。その他の室内建具は舞良戸で区画している。（建具展開図（図17～19）参照）

#### ク. 雑工事

##### a. 保存木材

江戸後期（第2期）相当の旧状を残している材は、防蟻処理を行い「オヘヤ」2階に保存した。

##### b. 電気工事

室内の明るさが不十分な「十間」に和風な吊り下げ型（32W）を2ヶ所、カンジョウバに2ヶ所入れ、2階には管理上吊り下げ型の蛍光灯を1基設置した。

配線は、垂直部は壁埋め込み、水平部は梁・桁裏にモールで固定した。

##### c. 自動火災報知設備

居室各1基程度を消防署の指導に基づき設置した。

##### d. カマド

糸島平野に残るカマド例を参考に作成した。本体は耐火レンガで組み、表面を粘土で饅仕上げしている。

##### e. 囲炉裏

切り込み位置等で場所と形態を特定する痕跡が少なかったことから、据え置き形式で作成した。

## 5. おわりに

### (1) 旧藤瀬家住宅の文化財指定

#### 指定経緯

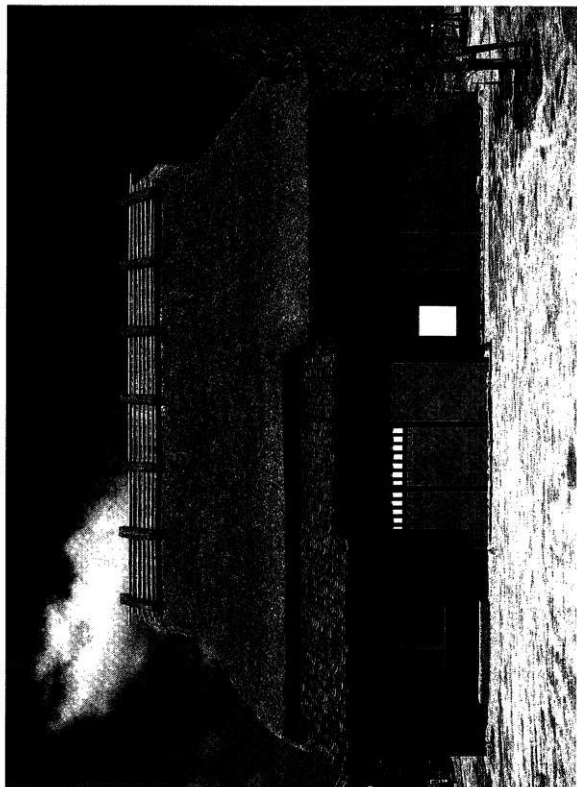
平成18年度第1回前原市文化財保護委員会において、旧藤瀬家住宅の文化財の指定について審議され、工事竣工後に市の文化財に指定することで承認された。平成18年2月22日に開催された第2回の文化財保護委員会において工事経過について事務局より報告を行い、同日付で委員会より指定答申を受け、平成18年3月17日付で前原市指定文化財として告示された（平成18年前原市教育委員会告示第1号）。

#### 指定概要

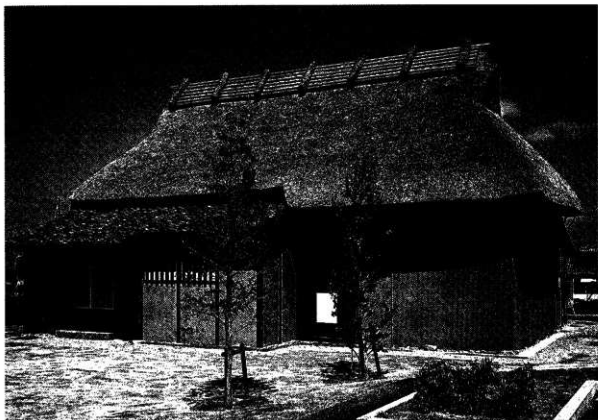
指定年月日	平成18年3月17日
指定名称	旧藤瀬家住宅
員数	1棟
指定区分	有形文化財（建造物）
構造形式	桁行13.930m 梁行11.749m 寄棟造 茅葺
所有者	前原市
所有者の住所	福岡県前原市前原西1丁目1番1号
所在の場所	福岡県前原市大字井出702-1
指定理由	藤瀬家住宅は、建築年代が元文2（1737）年に遡ることが明確で、広間型民家の原型を残した古式と、大庄屋職を務めた家格に相応しい先進性をともに備えた特異な民家建築として、また、建築年代を明確にし得る九州最古の民家建築として、近世民家の歴史的変遷を知る上で建築史上重要な建築遺構である。

# 写 真

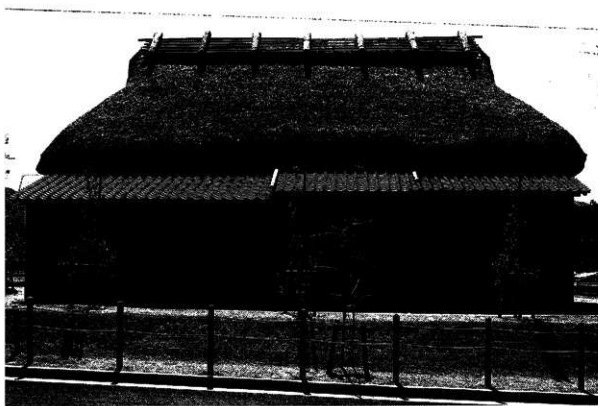




1 竣工 正面 (南から)



2 竣工 正面 (南東から)



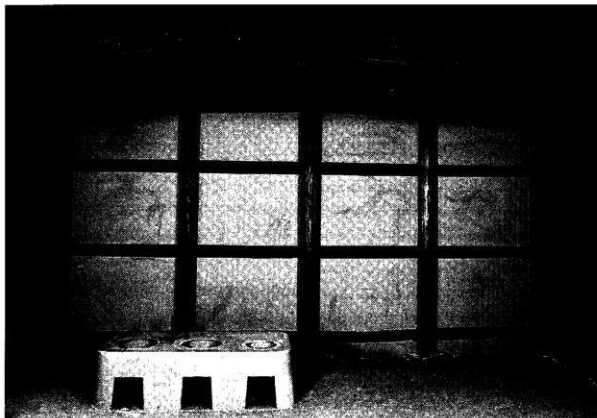
3 竣工 背面 (北から)



4 竣工 側面（西から）



5 竣工 側面（東から）



6 竣工 ニワ東壁（西から）

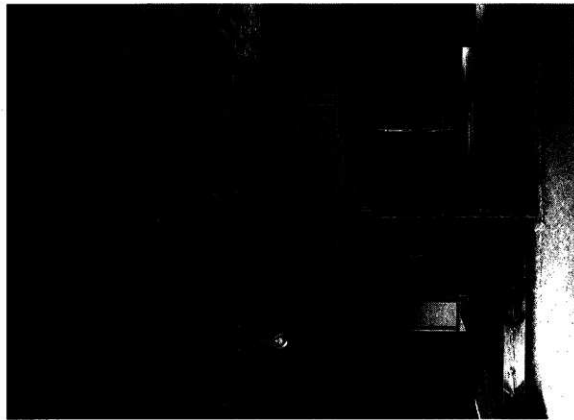


7 竣工 ダイドコロ（南西から）





8 竣工 カンジヨウバ・イマ西壁（北東から）



9 竣工 カンジヨウバ・イマ（東から）



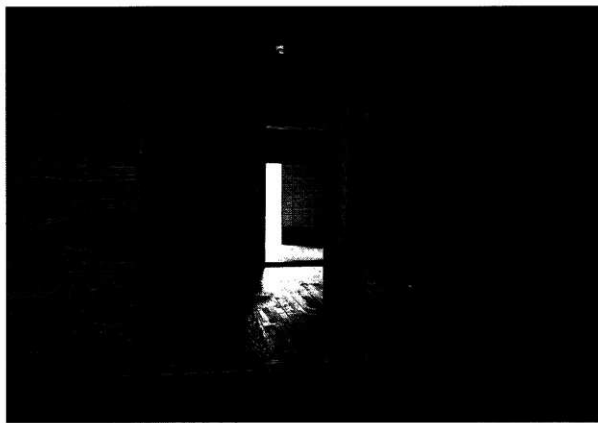
10 竣工 カンジョウバ・イマと南壁の竖格子付高窓（北から）



11 竣工 オゲンカン外観（南から）



12 鍍工 オゲンカン (東から)



13 鍍工 ナンドからザシキ、オゲンカンをのぞむ (北から)



14 鍍工 ザシキ天井

## 基礎工事



基礎 鉄筋コンクリート布基礎で礎石下に布設



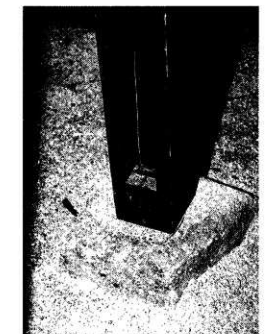
束立てと礎石



集石保存されていた礎石  
番付けは確認できなかった



コンクリート布基礎と礎石をアンカーボルトで結束



礎石と柱の連結アンカーボルト



5通りの礎石列と、周囲は土で埋戻し、ボルトで結束



土間三和タタキ

木工事（材の織い）



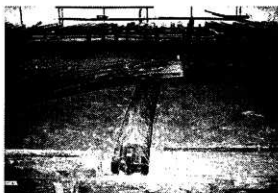
倉庫内での保管状況



運び出し水洗清掃中



解体材の仕分け



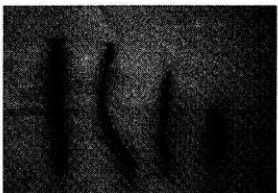
解体時の番付けの確認と、材の組合せ確認



梁材の現状



投首材の現状



当初材に使われていた角釘



市民参加で材の清掃



「ト」 通りの梁は、江戸末期時と思われる材を転用し、枿を加工する



「ワ5」 柱 東より下を新材で修理



「ト5」 柱 頭枿を修復



「ハ11」 柱修復



「ト11」 梁端部の修復作業中



「ハ9」 (東) 新材に遣り替え



「ヨ7」 柱表面の修復作業中

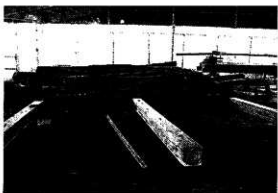


「ワ」 通り枿層の遣り替え

## 木組工事



原寸平面図上に番付け部材を配置



「レ」通り柱と梁の加工仮組状況



上屋部分 「ハ」通りの組立て



扱首材の下組み作業



「レ7」の柱と梁の取り合い加工



上屋部分 「5」通りの組立て

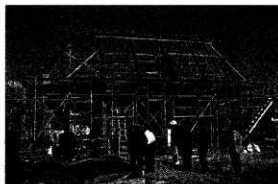


上屋部分 「5」通りの軒桁と上屋梁



扱首材の建て込み





投首まで組みあがり  
「平原造訪整備検討委員会」の検証を受けている



壁部分は力算が入って  
補強されている



投首押部分（納差接合）



「11」通りに唯一残った旧材を納め、根太の配置  
と杉状の基にしている。大引きピッチは1.0m



投首「ハ5」の標部分



大引きの上に根太を450ピッチで配置



投首の納まり  
「5」通り



根太の上に構造用合板A12を入れ、この上に仕上げ材検板A21を貼っている

屋根工事（上屋部分）



扱首に屋中竹を@450で葺縄結束



屋中竹は全て新材でφ75前後のものを2本組合せ、葺縄にて男結び結束している

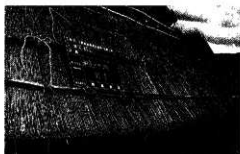


屋中に盛木竹を@270で葺縄結束

垂木（杉丸太）を3本に1本入れ、強度を高める



角榑部（祝木）は杉丸太で屋中と連結



軒部分よりスグキ（茅芯）を入れ、軒付茅を葺く



茅葺作業



茅葺がほぼ終了

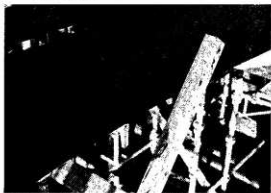


覆竹の上にホテイを置く



基礎 鉄筋コンクリート布基礎で磁石下に布設

(下屋部分)



「ル11」 登り梁跡



下屋部分の垂木と敷面戸



「リ11」の垂木掛け跡の勾配に合わせ垂木を据え付ける



屋根下地、竹野地の上に杉皮葺き



野地版の上に防水シートと桧木



玄関部分屋根納まり



台所と納戸部分下屋屋根勾配が異なる段差の納まり

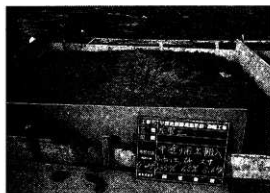


台所部分屋根納まり

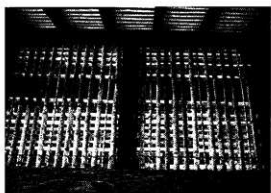
左官工事



荒壁用の土（3ヶ月覆かす）



中塗り用の土



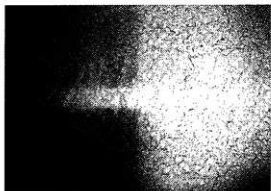
〔13〕 通りの下屋の真壁小舞と間渡しの納まり



〔八〕 通りの大壁の間渡しの納まりと荒壁



〔八〕 通り内部より荒壁の乾燥

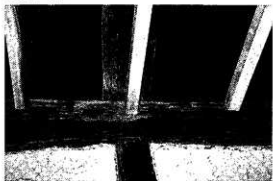


荒壁 真養生で蒸の塗り込み状況



中塗り仕上げ状態

## 天井工事



オザシキ帳繰 桁の痕跡が確認された



オヘヤの三通りの  
の間に根太の痕  
跡が確認された

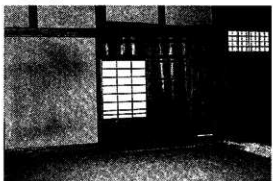


根太天井 松板ア30



色付け オイルステイン塗布

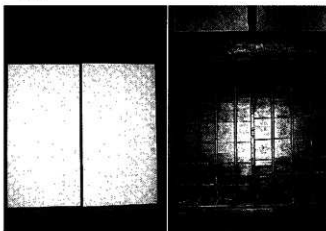
## ⑦建具



ニワ大戸



押板



戸換 (オザシキ側換、ヒロマ側板戸)



舞良戸

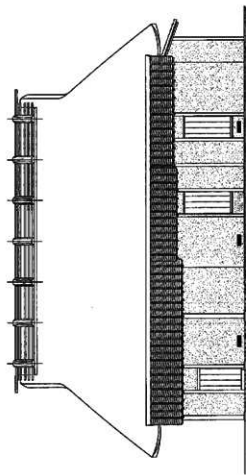


# 圖 面

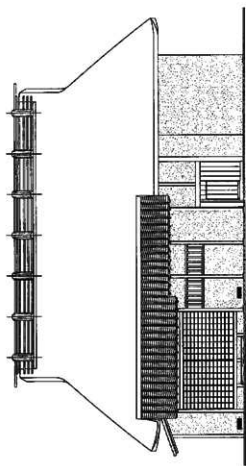




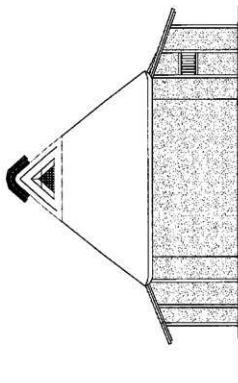




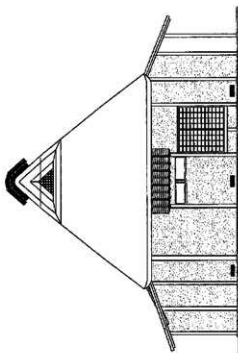
北側立面图



南側立面图



東側立面图



西側立面图

图2 竣工 旧藤瀬家住宅復原立面图

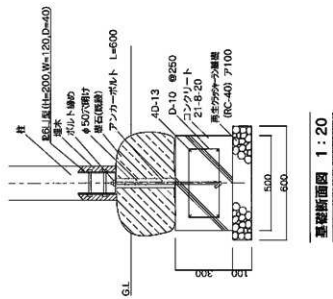
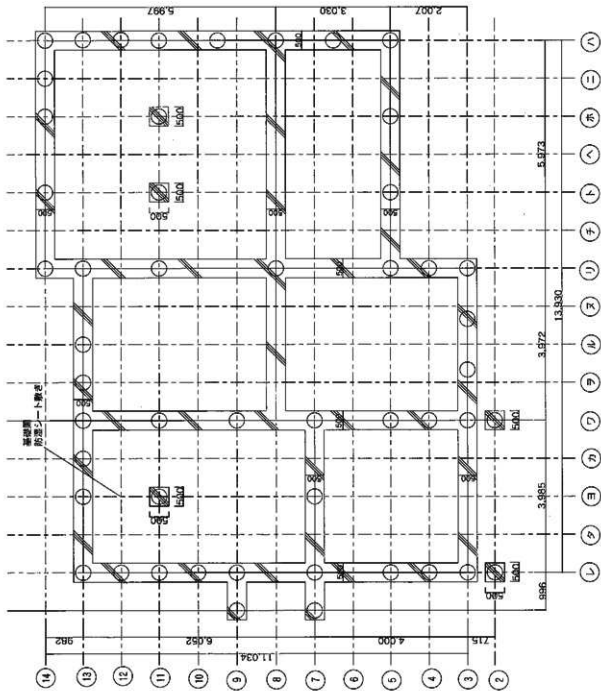


図3 竣工 基礎伏図 (S=1:100)

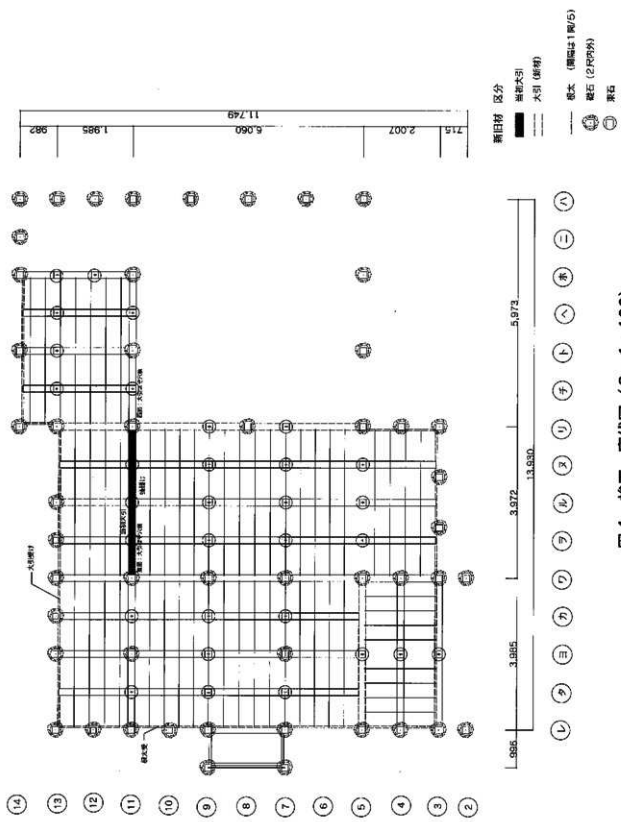


図4 竣工 床伏図 (S=1:100)



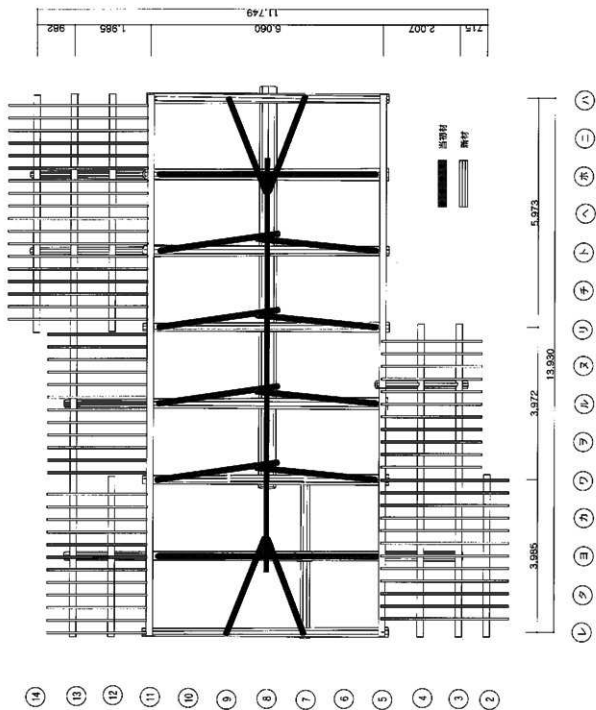


图6 竣工 小廬伏図 (S = 1 : 100)











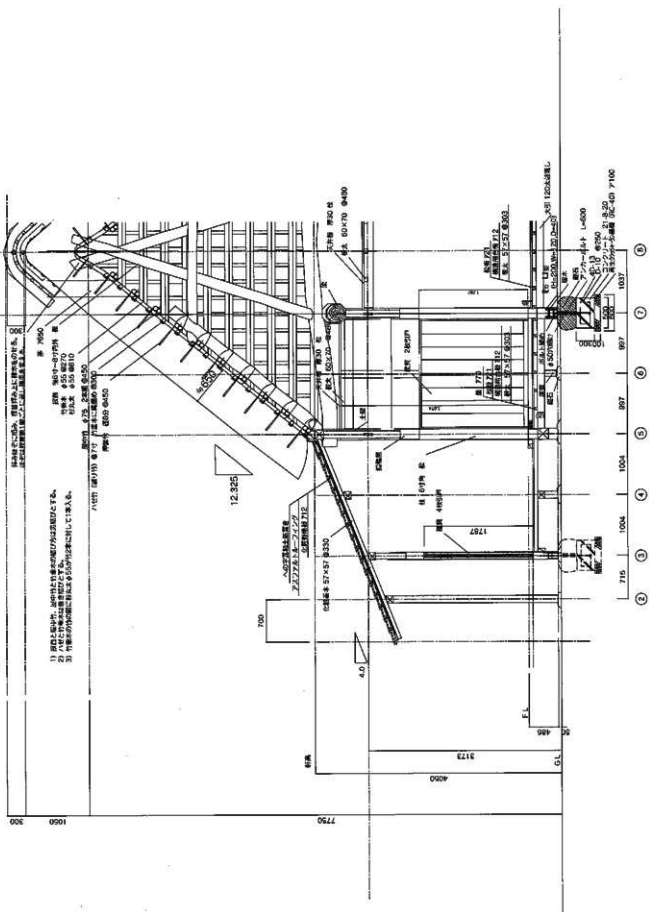


図 11 竣工 鉅計圖 (S=1:60)

- 1) 図面上部中、斜材の位置が不明な場合は記載したまま、
- 2) 八等寸角鋼は標準品とする。
- 3) 竹脚等の付加は、材料表を参照して決定する。

八等寸角鋼の寸法は、標準品とする。

屋根材の寸法は、標準品とする。

柱の寸法は、標準品とする。

梁の寸法は、標準品とする。

斜材の寸法は、標準品とする。

屋根材の寸法は、標準品とする。

屋根材の寸法は、標準品とする。

屋根材の寸法は、標準品とする。

屋根材の寸法は、標準品とする。

屋根材の寸法は、標準品とする。

屋根材の寸法は、標準品とする。

屋根材の寸法は、標準品とする。

屋根材の寸法は、標準品とする。

屋根材の寸法は、標準品とする。

屋根材の寸法は、標準品とする。

屋根材の寸法は、標準品とする。

屋根材の寸法は、標準品とする。

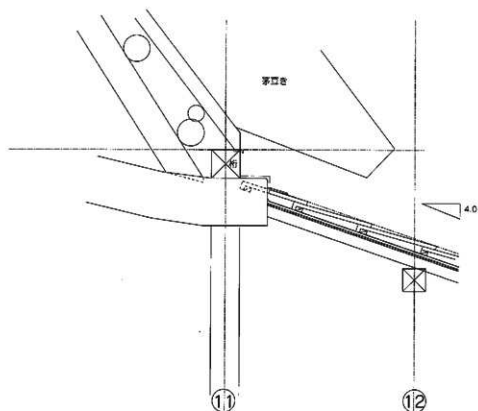
屋根材の寸法は、標準品とする。

屋根材の寸法は、標準品とする。

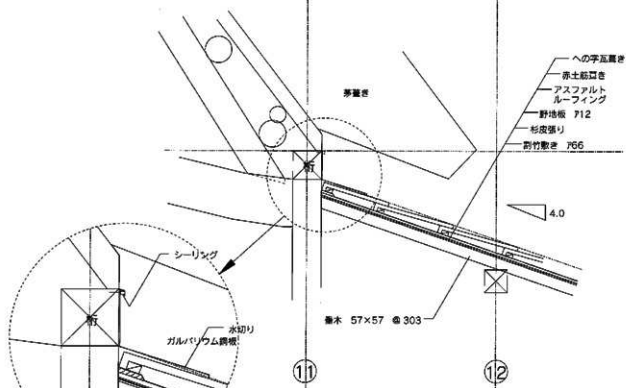
屋根材の寸法は、標準品とする。

屋根材の寸法は、標準品とする。

屋根材の寸法は、標準品とする。



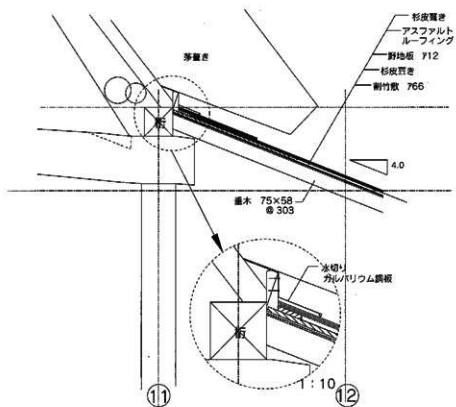
梁取合い部  
り通り 北面下屋断面詳細図 1:20



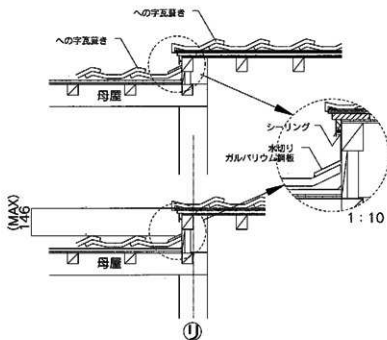
梁間部  
り通り 北面下屋断面詳細図 1:20

1:10

図12 竣工 詳細図1



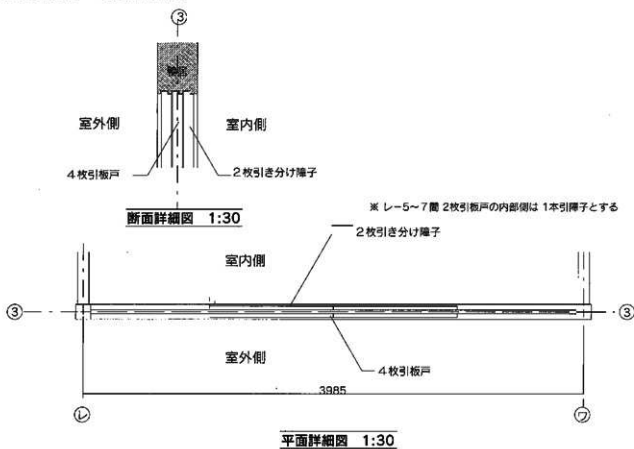
南面 ⑤通りも同様  
り通り 北面下屋断面詳細図 1:20



り通り 北面下屋屋根段差詳細図 1:20

図13 竣工 詳細図2

「オゲンカン」 4枚引戸詳細図



無双窓詳細図

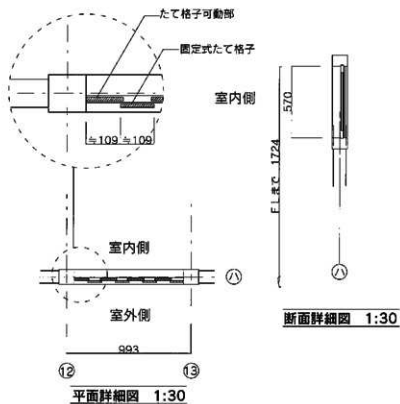


図14 竣工 詳細図3



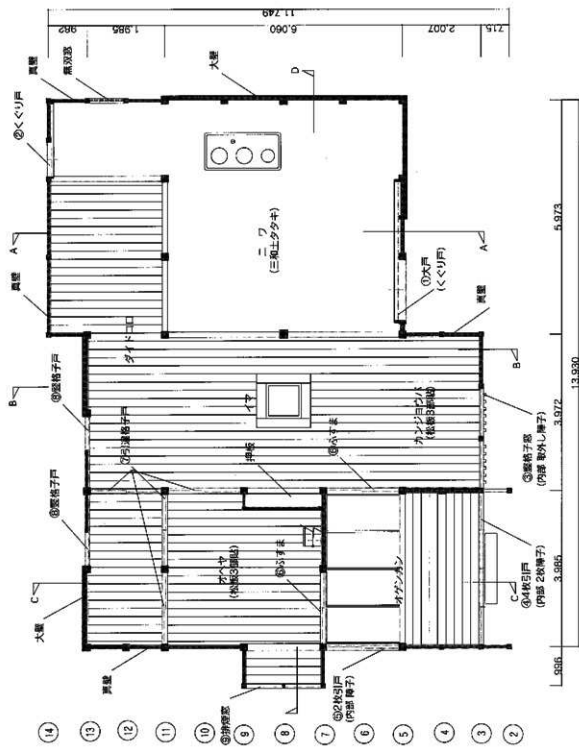


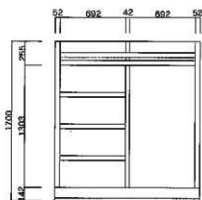
図16 竣工 建具位置図 (S=1:100)



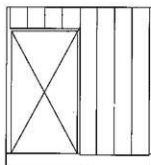


建具詳細図

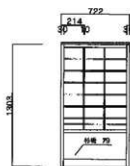
①. 大戸 (くぐり戸)



「ニワ」 室内側 姿図



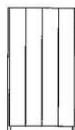
「ニワ」 室外側 姿図



「ニワ」 室内側 姿図

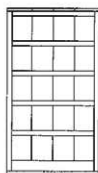


「ニワ」 室内側 姿図

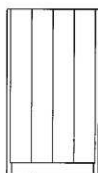


「ニワ」 室外側 姿図

②. 板戸



「ニワ」 室内側 姿図



「ニワ」 室外側 姿図

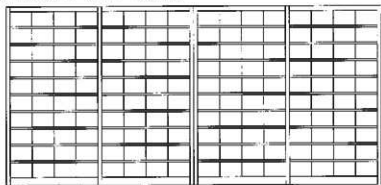
③. 縦格子窓 (内部取り外し障子)



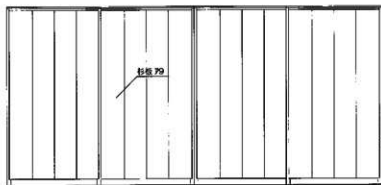
「カンジョウバ」 室内側 姿図

図17 建具展開図1

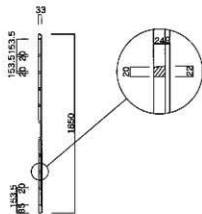
④. 4枚引戸 (内部 2枚障子)



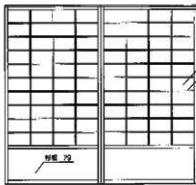
「オゲンカン」 室外側 姿図



「オゲンカン」 室内側 姿図



断面図

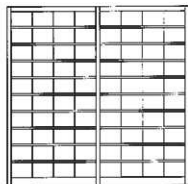


「オゲンカン」 障子  
室内側 姿図



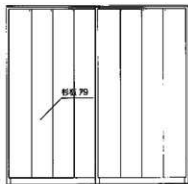
断面図

⑤. 2枚引戸 (内部 2枚障子)



「オゲンカン」 室外側 姿図

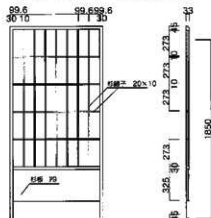
内部 2枚障子



「オゲンカン」 室内側 姿図



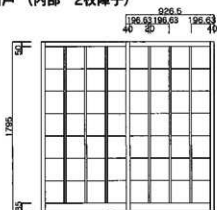
断面図



「オゲンカン」 障子 室内側 姿図

図18 建具展開図2

⑤. 2枚引戸 (内部 2枚障子)

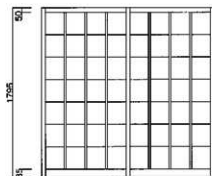


「オヘヤ」 「イマ」 側姿図

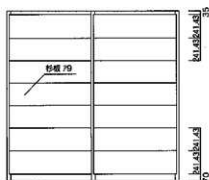


「オゲンカン」 側姿図

⑦. 引違格子戸

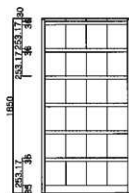


「オヘヤ」 「イマ」 側姿図

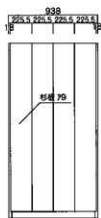


「ナンド」 側姿図

⑧. 縦格子戸



「ナンド」 「イマ」 側姿図



「ナンド」 「イマ」 室外側姿図

⑨. 排煙窓

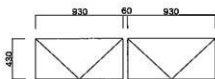


図19 建具展開図3

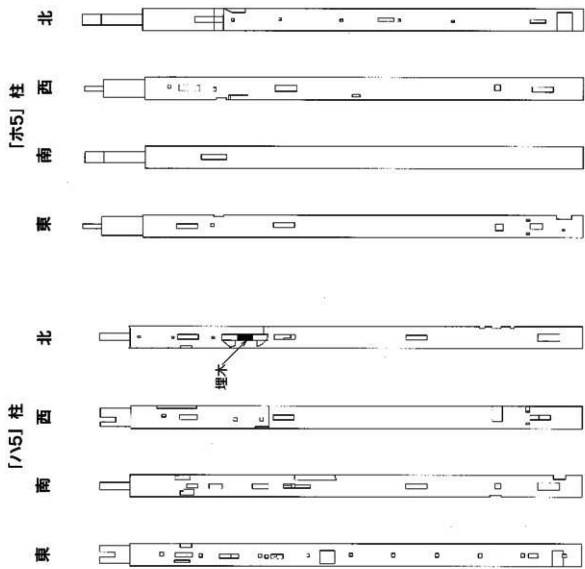
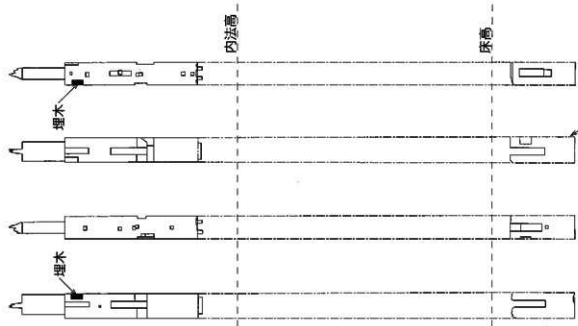


图20 柱補修图 1

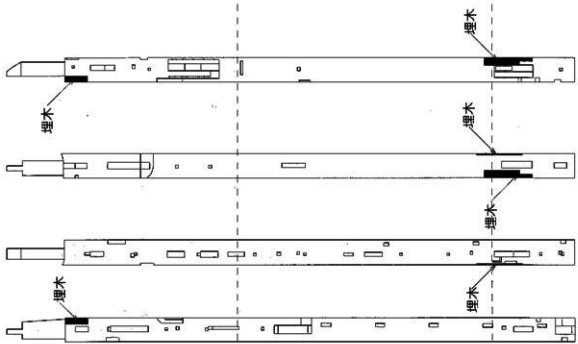
「ワ5」柱

北  
西  
南  
東



「リ5」柱

北  
西  
南  
東



「ト5」柱

北  
西  
南  
東

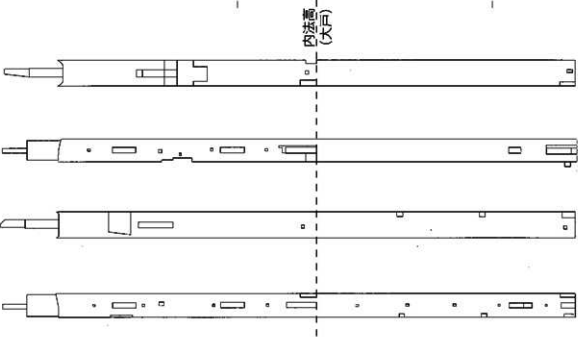


図21 柱補修図2

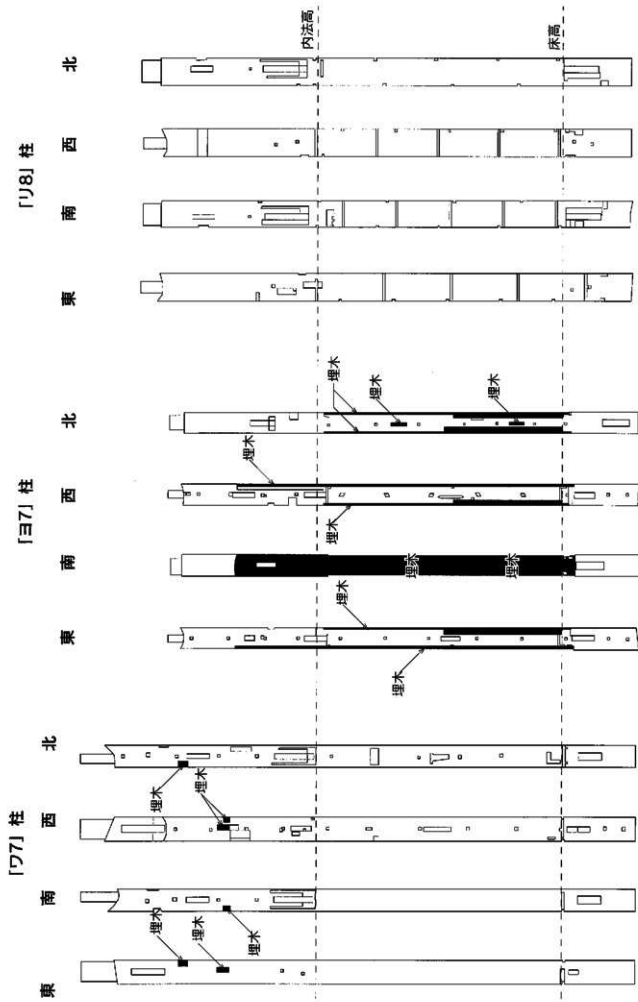


图 22 柱補修図 3

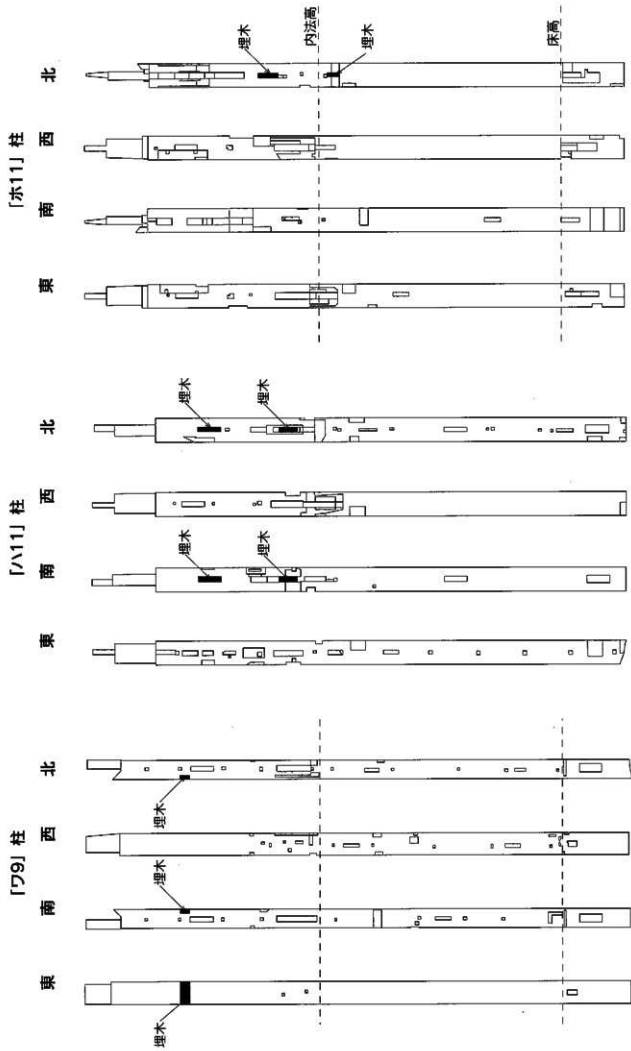
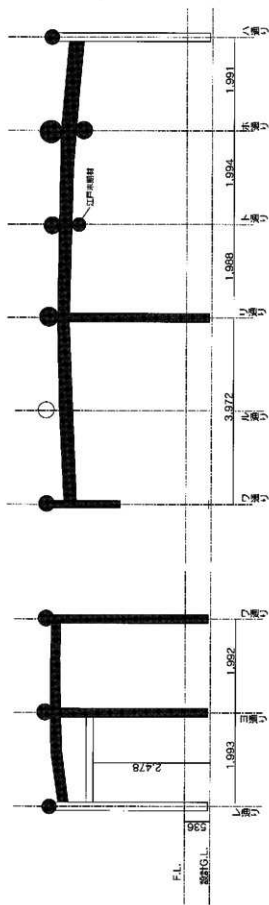
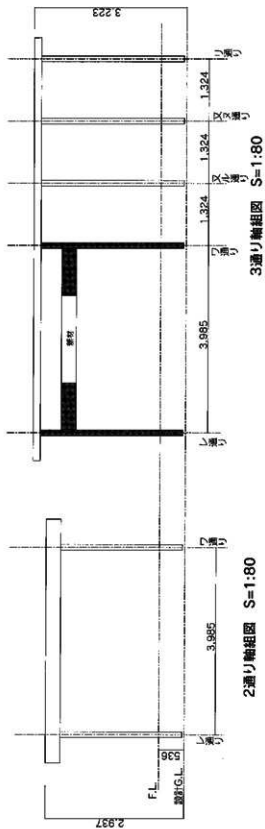


图23 柱補修图4



7通り軸組図 S=1:80

8通り軸組図 S=1:80

当部材(元文2年)  
新材

図24 軸組取替図1



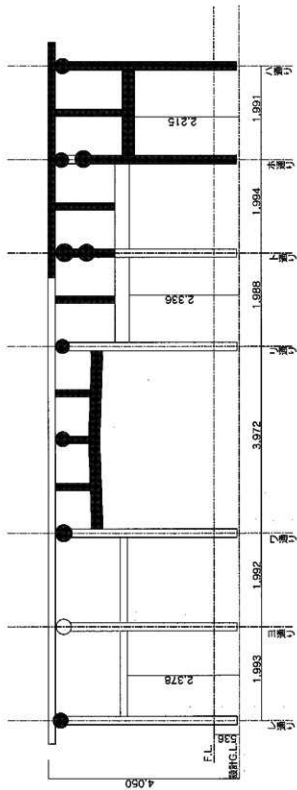
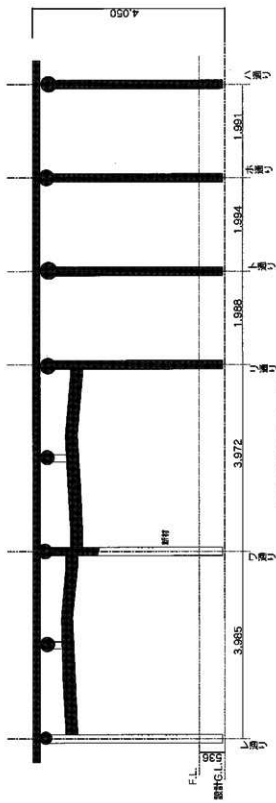
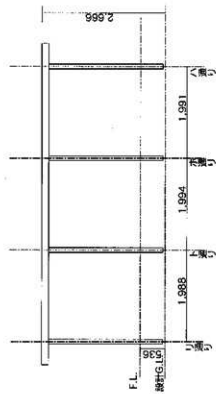
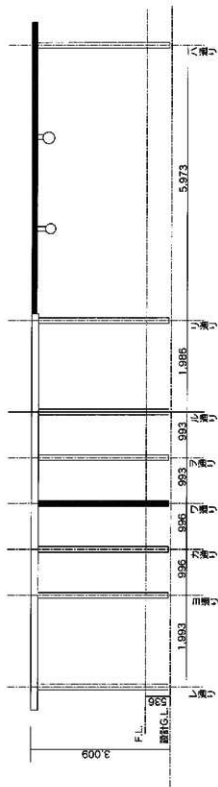


図25 軸組取替図2



当初材(元々2年)  
 新材

図26 軸組取替図3



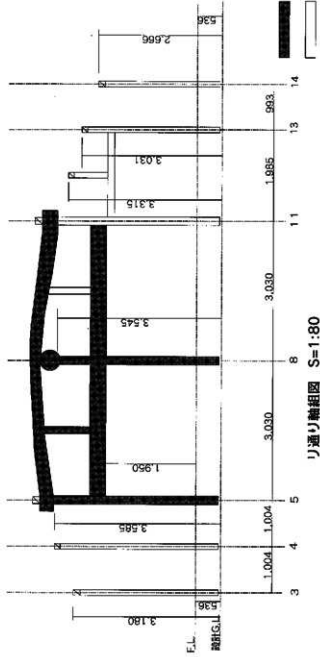
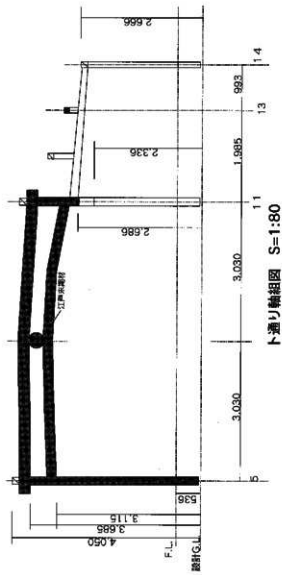
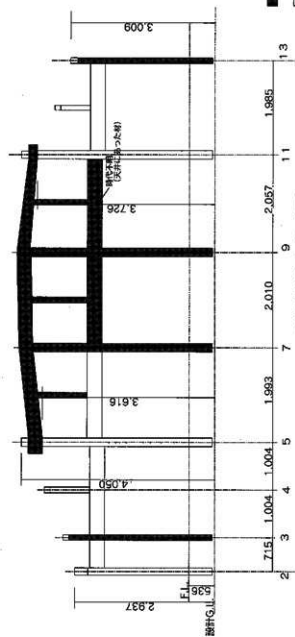
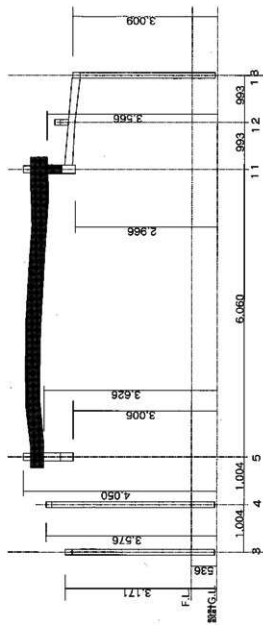


図28 軸組取替図5



 当初期(元文2年)  
 新材

図29 軸組替図6

当初期(元文2年)

新材

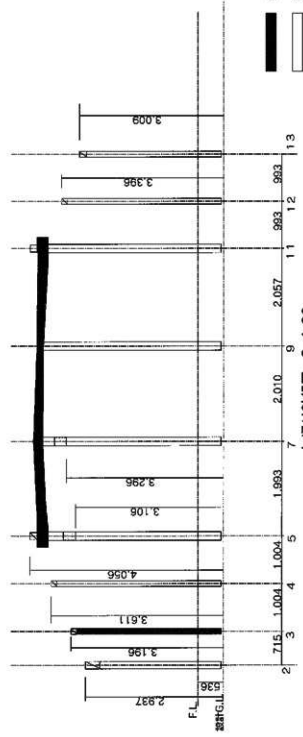
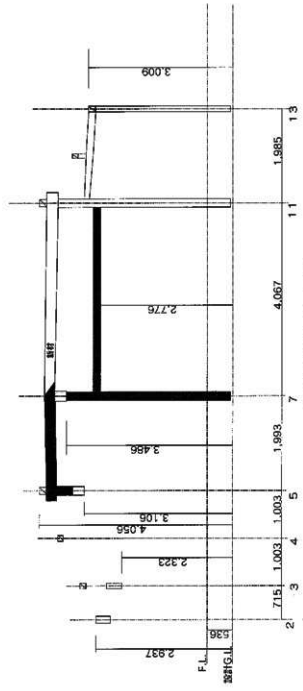


図30 輪組取替図7

## 神在藤瀬家住宅（2）

福岡県前原市旧藤瀬家住宅の移築復原工事の報告

前原市文化財調査報告書 第95編

発 行 前原市教育委員会  
福岡県前原市前原西一丁目8番14号  
TEL 092-323-1111

印 刷 株式会社 重富印刷  
福岡県前原市前原東三丁目1番8号  
TEL 092-322-0191 FAX 092-324-2661

